

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
 所名 大栄環境株式会社
 代表取締役 金子 文雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島郁夫



許可の年月日 令和5年(2023年)8月23日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)8月22日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 (特定有害産業廃棄物の種類については別表参照)	積替 (特記事項) 保管
廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの)	—
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの)	—
汚泥 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—
廃酸 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—
廃アルカリ (特定有害産業廃棄物であるもの)	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和5年(2023年)8月23日付で新規許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

(別表)

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類		
	汚泥	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	○	○
水銀又はその化合物	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○
有機燐化合物	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○
シアノ化合物	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	○	○	○
チウラム	○	○	○
シマジン	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○
ベンゼン	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○
1, 4-ジオキサン	○	○	○
ダイオキシン類	○	○	○

※○：取り扱うもの ○：積替え又は保管行為を含むもの

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。